

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年7月15日現在

福島県		出荷制限	撰取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウセンショ、コマツナ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミ(ウ)(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、磐梯町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国町及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物21種 ^{※8}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接する経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※9}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※10}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 田村市：電気・電力小売会社。近畿地方開拓電気（現：関西電力）の子会社。近畿地方開拓電気は、近畿地方開拓会（現：関西電力）の子会社。近畿地方開拓会は、近畿地方開拓会（現：関西電力）の子会社。

※2 東京都市計画課(平成24年3月20日付)にて認定を受けた認定済み区域に限る。 宮前町、十輪町、治田町、治田町上、宮前町下(平成24年3月20日付)にて認定を受けた認定済み区域に限る。※3 2015年3月1日より適用される新規の規制によるもの。

*次ナラ相馬市(平成24年3月30日付)により設置された帰還困難者に限る。・富岡町、大熊町、双葉町、栗原町、葛尾村(平成24年3月30日付)付け指しにより設置された帰還困難者に限る。及び飯舘村・福島県喜多方市、猪谷町、福島町、原町区才原町から半径2キロメートル圏内の区域を除く。・川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、市川町(都路町)、羽林町(原町)、引町(原町)中山字小塚及び字下馬沢、常磐町(原町並びに市内各

有林福島林業管轄着251林班の部、252林班、253林班の部、258林班から270林班までの区域を「北区」。原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を「南区」。福島第一原発所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を「東区」。福島市高倉町七曲、原町区高倉町字原町、原町区馬場町字原町、原町区馬場町字原町。

川、原町区・馬場字農業学校前、原町区片倉町交差点及び市内有林地園林管理署2004年版から2008年版まで、2008年版の一部、2009年版から2019年版まで及び2130林班の区域を除く。市福島市(福島市)、源利、小倉寺及び南北台を除く。)、旧平田村、旧庭野村、旧日余村、旧下川崎村、旧松谷川村、旧水原村及び立山子山の区域に限る。)、伊達市(月館町)、松川町(月館・閑下、松川川、月向及び腰・隈限)、及び月館町御代田北、東西及び新保。

内に限る)」に限る。」の附田町(豊原山町に限る)、(旧)足羽村(原尻町所沢(明治内田、久保田、伊勢山、曾山、宮川、河原田、安原町、西深町及び原尻町に限る))、(旧)本郷村(斐川町大隈(寺、施院、清水、清川、松平、久保、棚原、里ヶ谷、山口宝、笠石並び上台)除く)、(裏川町新田及び梁川町新町に限る)、(古戸町上保原及び白雲山、(古戸町八幡)除く)の「(区域に限る)」、二本松市(市立)川原村(洗足、川原山に限る)。

（旧大木戸村及び大木戸村の区域に限る。）須山市（旧常久山郡の区域に限る。）蒲原川町（旧蒲原村の区域に限る。）三春町（旧三春村の区域に限る。）川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

*4 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子村、旧松川町）、旧郡村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西波村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市

(旧)川尻村の区域に限る。市、市街、都路町、船引町、中山字小塙、常葉町下馬尻、常葉町山岸、常葉町山岸並びに市内国林有福林、森管署理会251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班か270林班まで、283林班か300林班まで及び303林班まで、303林班までの一部の区域に限る。) 南相馬市(小高区、原町区・片倉字行船の区域に限る)、馬場字(弓削、字吹屋、字七曲、字森美及び字柏木森の区域に限る)、小浜字(宇形間)。

（伊豆市）坂本村、旧佐良村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧町田村の区域に限る。）、（市原町）山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野村、柏葉村、川内村及び森脇村、長泥並びに区内国有林鎌ヶ峰森林管理署2304林班から2305林班及び2313林班までを除く（区内に限る。）

*5福島県南相馬市(平成24年3月30日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、川俣町(平成24年3月30日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、猪谷町、富岡町(平成24年3月30日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、原町村(平成25年3月25日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、磐梯町(平成25年3月25日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、那珂川町(平成25年3月25日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)。

新規感染者数を示す「新規感染者数」は、原則として、各都道府県が、自らの基準で定めた「検査対象者」に該当する者について、PCR検査等による検査結果をもとに算出するものとし、各都道府県の発表する「新規感染者数」は、該都道府県の「新規感染者数」を指すものとする。
また、本報道では、「新規感染者数」と「新規陽性者数」を併記する場合、新規陽性者数は、各都道府県が、自らの基準で定めた「検査対象者」に該当する者について、PCR検査等による検査結果をもとに算出するものとし、各都道府県の発表する「新規陽性者数」は、該都道府県の「新規陽性者数」を指すものとする。

*6 福島県相馬市(平成24年3月30日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。) 川俣町(平成25年8月7日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。) 桜井町、富岡町(平成25年3月7日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。

困難区域を除く区域に限る。)、堀川町(平成24年3月30日付指示により設定されたに居住制限区域及び辺境指示解除準備区域に限る)、萬葉町(平成25年3月7日付け指示により設定され辯論困難区域を除く区域に限る)及び船岡町(平成24年6月15日付指示により設定された辯論困難区域に限る)に限る。

*7 福島県相馬市(平成24年3月10日付け指針に於て定めた)の「居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る。」、川俣町(平成25年5月7日付け指針に於て定めた)の「居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る。」、猪苗代町・高岡町(平成25年3月17日付け指針に於て示された)の「居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る。」、郡山市(平成24年11月30日付け指針に於て定めた)の「居住区間及び避難指揮解除準備区域に限る。」、浪江町(平成25年3月7日付け指針に於て示された)の「上記住民を含む避難指揮解除準備区域に限る。」、

・横須賀地区を除く、京都市に限る。
・平成24年3月15日付で指定期に定められた施設困難区域を除く、浪江町、千代田町、御器所町、勝山町、伏見区に限る。
・平成24年3月15日付で指定期に定められた施設困難区域を除く、伏見区に限る。
・平成24年3月15日付で指定期に定められた施設困難区域を除く、京都市に限る。
・平成24年6月15日付で指定期に定められた施設困難区域を除く、伏見区に限る。

*8 アイナメ。アンカウタラメ。イカナゴ(稚魚を除く)。イシガレイ。ウスメバル。ウミタコガ。エゾソイソアイナメ。カサゴ。キツネメバル。クロウシメタク。クロソイ。クロダイ。コモンカスベ。サクラマス。シロメバル。スズキ。スマガレイ。ハバガレイ。マコガレイ。ムラサキ。ノソグアイ

*88 イタリア、イタリアンフロア、イタリアンルーム、イタリアンバル、イタリアンダイニング、イタリアンラウンジ、クロコダイ、クロコダイ、コモンカスベ、サクランボ、シロメハル、スキス、スマガレイ、ハハカレイ、マコカレイ、ムラツイ、ヒノスカイ
*89 当該会場において寵愛饲养している牛について、県外への出荷に先駆け、12月未満の「のもの」を除く。及び同上出荷に先駆け、12月未満の「のもの」を除く。

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年7月15日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
山形県	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
	出荷制限	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年7月15日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、真岡市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
ヤマドリの肉	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年7月15日現在

福島県		出荷制限
クサソツツ(こごみ)		H28.3.9～: 福島市、桑折町 H28.3.1～: 福島市、伊達市、須賀川、三春町 H28.3.2～: 川俣町 H28.3.5～: 桑折町、古殿町 H28.3.10～: 本郷町、大玉村 H28.3.14～: 霧島町 H28.3.18～: 須賀川町 H28.3.24～: 会津美里町 H27.4.9～: 須賀川市
クサソツツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H28.3.2～: 福島市、二本松市 H28.3.7～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、東町 H24.3.10～: 伊達市、須賀川町、矢板町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鏡川町 H24.3.14～: 霧島町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.3.17～: 桑折町、磐梯代官町 H28.3.1～: 須賀川町、北郷町 H28.3.14～: 須賀川町 H28.3.15～: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新潟町、東峰村 H28.3.20～: 三島町、川内村 H28.3.22～: 遠川町、庄蔵村 H28.3.24～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、金津屋下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.25～: 三春町 H28.3.27～: 金津屋根城市、鏡石町 H28.3.28～: 金山町 H28.3.29～: 須和村 H28.4.2～: 須賀川市 H28.3.5～: 貴賀町 H28.4.5～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 福島市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 福島市、須賀川町 H28.3.18～: 霧島川市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.24～: 霧島市 H27.3.1～: 須和村
コシアブラ (野生のものに限る。)		H28.4.24～: 須賀川市 H28.3.5～: 貴賀町 H28.4.5～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 福島市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 福島市、須賀川町 H28.3.18～: 霧島川市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.24～: 霧島市 H27.3.1～: 須和村
ゼンマイ (野生のものに限る。)		H28.3.14～: 庄蔵町、大玉村 H28.3.24～: 霧島川市、須賀川町 H28.3.1～: 福島市 H28.3.27～: 福島市、須賀川町、伊達市、福島町 H28.3.7～: 福島市 H28.3.17～: 福島市、白河市、猪苗町、新地町 H24.3.1～: 大玉村、西郷村 H24.3.15～: 川俣町 H28.3.2～: 南相馬市 H28.3.14～: 庄蔵町、須賀川町、霧島町 H28.3.18～: 二本松市、古殿町、東峰村 H28.3.20～: 川内村 H28.3.24～: 本郷市、霧島川市 H28.3.28～: 鏡石町 H28.3.30～: 田村市 H28.3.14～: 霧島代官町 H27.3.24～: 霧島町 H28.3.18～: 須和村 H28.3.20～: 須和村、須賀川町 H28.3.24～: 天川村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.14～: 霧島代官町 H27.3.24～: 霧島町 H28.3.18～: 須和村、須賀川町 H28.3.20～: 天川村 H28.3.24～: 霧島町 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.10～: いわき市、伊達市 H28.3.17～: 川俣町 H24.3.17～H27.3.15～: 霧島市(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H24.3.17～H27.3.15～: 須和村(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H28.3.4～: 須和村 H28.3.14～: 霧島町 H28.3.24～: 須和村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.14～: 霧島代官町 H27.3.24～: 霧島町 H28.3.18～: 須和村 H28.3.20～: 天川村 H28.3.24～: 霧島町 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.10～: いわき市、伊達市 H28.3.17～: 川俣町
野菜類 (野生のものに限る。)		H28.3.1～: 福島市、相馬市、伊達市、福島町 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、白河市、猪苗町、新地町 H24.3.1～: 大玉村、西郷村 H24.3.15～: 川俣町 H28.3.2～: 南相馬市 H28.3.14～: 庄蔵町、須賀川町、霧島町 H28.3.18～: 二本松市、古殿町、東峰村 H28.3.20～: 川内村 H28.3.24～: 本郷市、霧島川市 H28.3.28～: 鏡石町 H28.3.30～: 田村市 H28.3.14～: 霧島代官町 H27.3.24～: 霧島町 H28.3.18～: 須和村 H28.3.20～: 須和村、須賀川町 H28.3.24～: 天川村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.10～: いわき市、伊達市 H28.3.17～: 川俣町 H24.3.17～H27.3.15～: 霧島市(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H24.3.17～H27.3.15～: 須和村(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H28.3.4～: 須和村 H28.3.14～: 霧島町 H28.3.24～: 須和村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.10～: いわき市、伊達市 H28.3.17～: 川俣町
フキ (野生のものに限る。)		H28.4.4～: 福島市、川井町、田村市、相馬市、庄蔵町 H24.4.1～: 伊達市、須和村、須賀川町 H28.4.1～: 霧島町 H28.4.11～: 須和村、霧島町 H27.2.28～: 須和村 H28.3.10～: 本郷市 H28.3.14～: 田村市 H28.3.17～: 川俣町
フキノトウ (野生のものに限る。)		H28.4.4～: 福島市、川井町、田村市、相馬市、庄蔵町 H24.4.1～: 伊達市、須和村、須賀川町 H28.4.11～: 霧島町 H27.2.28～: 須和村 H28.3.10～: 本郷市 H28.3.14～: 田村市 H28.3.17～: 川俣町
ワラビ (野生のものに限る。)		H28.3.4～: 二本松市 H28.3.14～: 庄蔵町 H28.3.24～: 須和村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.30～: 本郷町 H28.3.17～: 川俣町 H24.3.17～H27.3.15～: 霧島市(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H24.3.17～H27.3.15～: 須和村(被帰されるクビロは出荷制限の対象から除く。) H28.3.4～: 須和村 H28.3.14～: 霧島町 H28.3.24～: 須和村 H28.3.25～: 霧島町 H28.3.29～: 田村市 H28.3.30～: 本郷町 H28.3.17～: 川俣町
ワラビ(野生のものに限る。)		H28.3.2～H28.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H28.4.4～: 須和村(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧原、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子葉密室、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
ウメ		H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧原、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子葉密室、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
ユズ		H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子葉密室、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
クリ		H23.3.21～H28.3.17解除: 桑折町 H28.3.20～: 伊達市、南相馬市 H28.3.25～: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9～H26.11.25解除: 相馬市
キウイフルーツ		H23.12.9～: 須和村(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助勢、原町区高倉字牧原、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子葉密室、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。)
小豆		H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧笠生町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.1.22～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 郡山市(旧高野町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 二本松市(旧小浜町及び旧沢川町の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.9～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 桑折町(旧達崎町の区域に限る。) H25.2.18～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。) H25.3.2～H26.3.25～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18～H27.3.2～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部分解除 ～H26.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.3.25～: 大玉村(旧大山町に限る。)
大豆		H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧笠生町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.1.22～H26.3.13～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部分解除 ～H26.10.7解除: 郡山市(旧高野町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 二本松市(旧立子山村の区域に限る。) H25.2.18～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～H26.7.10～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧保坂村の区域に限る。) H25.12.18～H27.3.2～: 部分解除 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部分解除 ～H26.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.3.25～: 大玉村(旧大山町に限る。)
穀類 (平成23年度)		H28.3.11～: 須和村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.3.12～: 伊達市(福島第一原水力発電所及び石川町の区域に限る。) H28.3.12～: 須和村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.3.12～: 二本松市(旧沢川町の区域に限る。) H28.3.12～: 伊達市(旧佐倉町及び旧保坂村の区域に限る。) H28.3.12～: 伊達市(旧新田町の区域に限る。) H28.3.14～: 伊達市(旧保坂村の区域に限る。)

※[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年7月15日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成28年7月15日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年7月15日現在

山形県		出荷制限
内 クマの肉		H24.6.19~H25.3.17(一部除外) 金城(南の定める出荷) 沿岸方面にまづき管理されるクマの肉を除く。)
表城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.2.1~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~4.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21~4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23~4.17解除: 全域
野菜類	H24.4.1~: 鹿角市、小鶴石市	
	H24.4.5~: H27.4.17解除: つばみい市	
	H24.4.1~: 実績販賣	
	H24.4.13~: H27.4.17解除: 守谷市	
	H24.4.13~: H27.10.2解除: 石岡市	
	H24.4.13~: H25.1.14解除: 船橋市	
	H24.4.1~: ひたちなか市、銚子市	
	H24.4.19~: H27.9.11解除: 里美川町	
H24.4.20~: 北茨城市、大洗町		
H23.10.14~H24.4.1~: 鹿角市		土浦市、水戸市、鉾田市、小堀市
H23.11.10~: 実績販賣		
原木シイタケ(露地栽培)		南郷市、守谷市、つくばみい市
H24.4.13~: ひたちなか市、銚子市		
原木シイタケ(施設栽培)		
H28.10.14~H29.4.1~: 鹿角市		土浦市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
H29.10.14~H29.4.1~: 鹿角市		鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
H28.11.10~: 実績販賣		
コシアブラ		H24.8.1~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)
H24.8.1~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)		
水生植物	H24.7~: H25.3.20解除: 大洗町(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.7~: H25.3.20解除: 北茨城市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.7~: H25.3.20解除: 実績販賣	
	H24.8.1~: H27.10.2解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
インガレイ		H24.7~: H25.3.20解除: 北茨城市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
スキズ		H24.7~: H25.3.20解除: 北茨城市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
シロバハル		H24.4.17~: H27.5.14解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
ニベ		H24.4.17~: H27.5.14解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
マダラ		H24.10.11~: H26.11.20解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
ヒメ		H24.10.11~: H27.5.14解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
コモコカスペ		H24.5~: H27.10.2解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
アメイカナマズ(種類を除く。)		H24.4.17~: 鹿角市(種類を除く。) 鹿角市及び外洋海産道(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
ギンブナ(稚魚を除く。)		H24.4.17~: H27.3.24解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)
ウナギ		H24.5~: H25.1.20解除: 流気町内の利根川(水をむ。)
肉 インシの肉		H28.12.2~H29.3.17(一部除外) 金城(南の定める出荷) 沿岸方面にまづき管理されるクマの肉を除く。)
その他 茶	H23.8.2~H25.11解除: 結城郡、鹿嶋市、下妻市、取手市、ひたちなか市、麻生市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浓村	
	H23.8.2~10.18解除: 行方市、赤堀町、南波田市、八千草町、埼玉	
	H23.8.2~12.4.24解除: 朝霞市、日高市、南埼玉郡、北埼玉郡	
柳木茶		
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.1~: 鹿角市、利根郡、南埼玉郡、北埼玉郡	
	H24.4.1~: 鹿角市、高根沢町、那珂川町	
	H24.4.10~: H26.7.5~: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(露地栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.4.10~: H27.8.5~: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(露地栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.4.10~: 千早赤阪村、那珂川町	
	H24.4.10~: H27.8.5~: 千早赤阪村(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(露地栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.4.11~: H26.8.18~: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(露地栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.4.11~: H27.2.20~: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(露地栽培)は由出制限の対象から除く。)	
原木シイタケ(施設栽培)		H24.4.1~: 鹿角市、青森市、三川町
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.2~: H26.2.20~: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.2.15~: H27.1.20解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
	H24.4.15~: H27.1.20解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.15~: 鹿角市、那珂川町	
	H24.4.15~: H27.1.20解除: 鹿角市(ただし、他の定める管理財方にまづき管理される原木シイタケ(施設栽培)は由出制限の対象から除く。)	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.1~: 鹿角市、矢吹町	
	H23.11.1~: 大原町、那珂川町	
	H23.11.1~: 那珂川町	
	H23.11.1~: 大原町	
	H23.11.1~: 大原町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.4.1~: 鹿角市、那珂川町	
	H24.4.1~: 那珂川町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 那珂川町	
	H24.4.1~: 那珂川町	
タケノコ	H24.4.1~: 那珂川町	
	H24.4.1~: 那珂川町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 那珂川町	
	H24.4.1~: 那珂川町	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 那珂川町	
	H24.4.1~: 那珂川町	
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 大田原市	
	H24.4.1~: 大田原市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 大田原市	
	H24.4.1~: 大田原市	
クリ		H24.4.1~: 大田原市

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

静岡県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁： 桜木町内の漁場(川のう)日光市足尾町内の区域(支流を含む。ただし、奥申川との合流点から下流の部分に限り。) H24.8.10～H25.3.26解禁： 桜木町内の漁場(川のう)日光市足尾町内の区域(支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解禁： 桜木町内の漁場(川のう)日光市足尾町内の区域(支流を含む。) H24.6.20～H27.2.28解禁： 桜木町内の漁場(川のう)日光市足尾町内の区域(支流を含む。)
	ウグイ(稚魚を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解禁： 大芦川(支流を含む。ただし、糸井川及びその支流を除く。) H24.5.7～H25.5.31解禁： 大芦川(支流を含む。ただし、糸井川及びその支流を除く。)また、新幹線内の新潟町のうち東北川と合流点の上流(支流を含む。ただし、越後ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H24.8.25～解禁： 全域(県の定める比率：漁業方面に基づき管理される牛の肉を除く。)
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～解禁： 全域(県の定める比率：漁業方面に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～H24.2～解禁： 全域
その他	茶	H23.8.2～H25.3.26解禁： 大田原市 H23.8.2～H25.5.31解禁： 鹿沼市
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解禁： 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解禁： 全域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.10～： 茅野市、高崎市、館林市 H24.10.10～： 高崎市 H24.10.10～： 豊中市 H24.10.10～： 香取市 H24.11.10～： みなかみ町
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁： 温根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁： 小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.8.9～： 須坂川(うち須島湖から東京電力株式会社佐久発電所須坂川取水施設までの区間)(支流を含む。) (24.8.9～24.11.9解禁： ちば川(川根川の支流)(支流を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.10.10～： 全域
	クマの肉	H24.8.10～： 全域
	シカの肉	H24.11.14～： 全域
	ヤマドリの肉	H25.1.29～： 全域
その他	茶	H23.8.20～H24.2.28解禁： 稲生市 H23.8.20～H25.6.28解禁： 鹿沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～： 鶴ヶ島市、寄居町 H24.10.20～～： ときがわ町 H24.11.5～～： 鶴ヶ島市
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解禁： 埼玉市、春日部市、多古町
	シメジ(キンサンバイ、サンチュ)	H23.4.4～4.22解禁： 埼玉市
	ハセナリ	H23.4.4～4.22解禁： 埼玉市
	セルリー	H24.5.5～H25.10.23解禁： 埼玉市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.29～H25.1.14～解禁： 鎌子町 (24.4.29～H25.1.14解禁： 鎌町) H24.4.11～H25.10.23解禁： 埼玉市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解禁： 八代市 H24.4.11～H25.10.23解禁： 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁： 三山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～H28.10.14～解禁： 寒川市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.15～H28.11.18～解禁： 鹿沼市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H28.10.14～解禁： 伊豆市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.2.29～H28.3.25～解禁： 伊豆市 H24.4.10～： 白井町 H24.4.10～： 千葉市、八千代市 H24.8.16～H28.3.19～解禁： 山武市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.11.14～解禁： 鹿沼市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.8.16～H28.3.19～解禁： 山武市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.11.20～解禁： 鹿沼市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H28.10.14～解禁： 鹿沼市、(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	ギンブナ	H24.7.19～～： 幸賀沼及び幸賀沼に流入する兩川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.9～～： 幸賀沼及び幸賀沼に流入する兩川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H28.11.12～～： 千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。)、印旛用水第一通水槽場及び印旛用水門の上流、印旛用水第一通水槽場の下流、八潮川、年田瀬並びに考田川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.3.18～解禁： 金城(県の定める出荷・販賣方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.8.2～H24.8.21解禁： 大網白里町 H23.8.2～H24.2.25解禁： 八街市 H23.8.2～H24.2.28解禁： 野田市、富原市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解禁： 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29解禁： 南足柄市... H23.8.23～8.29解禁： 松田町、山北町 H23.8.23～10.14解禁： 松川町、清川町 H23.8.23～10.26解禁： 相模原市 H23.8.27～10.26解禁： 中井町 H23.8.2～11.10解禁： 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁： 通河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～： 金城(佐渡市及び県島浦村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～： 黒土市、喜代市、喜代河口湖町、飯村村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.29～： 長野県内、御代田町 H24.10.1～： 小諸町、南波田村(マツタケを除く。) H24.10.1～： 小諸町、南波田村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁： 小諸町、南波田村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁： 小諸市、(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁： 小諸市、(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁： 小諸市、(マツタケを除く。) H25.1.29～H27.1.20解禁： 小諸市、(マツタケを除く。) H25.10.2～H27.1.20解禁： 小諸市、(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H24.8.29～： 長野市、(マツタケを除く。) H24.8.29～： 長野市、(マツタケを除く。) H24.8.29～： 長野市、御代田町 H24.8.29～： 小諸市、御代田町 H27.2.29～： 不動平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H25.10.2～： 鹿嶺市、小山町 H25.10.2～： 富士宮市、富士市 H26.10.7～： 鹿嶺市

※□の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成28年7月15日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除: いわき市
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.11解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.21～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～: 飲食店
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～: いわき市、棚倉町
	H23.9.20～: 南相馬市
水産物 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

* [] の箇所は摂取制限の対象